

一般社団法人 ART FUNK 定款

一般社団法人 ART FUNK 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 ART FUNK と称する。

(目的)

第2条 当法人は、アートを通じて障がい者や高齢者の社会参画を促進し、ユニバーサル社会の実現に貢献する事を目的とするとともに、その目的に資するため、障がい者や高齢者に対して次の事業を行う。

- (1) ネットワーク事業
- (2) 余暇活動創造事業
- (3) サポーター及びアーティスト育成支援事業
- (4) 啓発アートイベントの企画運営事業
- (5) 情報発信事業
- (6) 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、兵庫県加西市に主たる事務所を置く。

- 2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第2章 社員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

1. 正会員 当法人の目的に賛同した者
2. 一般会員 当法人が行う事業に参加するために入会した者
3. 賛助会員 当法人の事業を援助するために入会した者及び団体

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに会員となる。

(経費負担)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第8条 (任意退会)

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、退会希望日の1か月前に退会届を提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総社員の過半数が出席し、出席した総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その社員に対し通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を6か月以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員全員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は会員たる団体が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の出金品はこれを返還しない。

第3章 社員総会

(社員総会の構成)

第12条 当法人の社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(社員総会の権限)

第13条 社員総会は、法令に定める事項のほか、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分の承認
- (9) 入会金及び会費の額について
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（社員総会の招集時期等）

第 14 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 2 か月以内に招集して年 1 回開催する。臨時社員総会は、必要に応じて招集し開催する。

（社員総会の招集権者）

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

（社員総会の招集手続）

第 16 条 社員総会の招集手続は、総社員に対し、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、会日の 7 日前までに各社員に対して発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集通知は書面によることを要しない。

（招集手続の省略）

第 17 条 社員総会は、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、総社員の同意があれば、招集手続を省略できるものとする。

（社員総会の議長）

第 18 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序によ

り他の理事が議長になる。

(議決権の数)

第 19 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

- 2 やむを得ない理由で社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、当該社員又は代理人は、代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。また、議決権を代理行使できる代理人は、当法人の社員 1 名に限るものとする。

(社員総会の決議)

第 20 条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
 - (6) 基本財産の処分
 - (7) その他法令又はこの定款で定める事項

(決議及び報告の省略)

第 21 条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員（議決権を行使することのできる社員に限る。以下、本条において同じ。）の全員が提案内容に書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が、社員総会に報告すべき事項を、社員全員に対して通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第 11 条第 3 項及び第 4 項に定

める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 理 事

(理事の設置)

第23条 当法人に、理事3名以上を置く。

- 2 理事のうちから、代表理事1名を定める。
- 3 理事のうちから、副理事、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(理事の選任)

第24条 理事は、社員総会の普通決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事、副理事は理事会決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む。）の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 5 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(理事の職務権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事等の業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(理事の任期等)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

- 4 理事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の報酬及び退職慰労金)

第27条 理事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第28条 当法人は、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の招集権者)

第29条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(理事会の開催)

第30条 通常理事会は、毎年定期的に、年2回以上開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする。
 - (3) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて、代表理事に招集の請求があったとき。その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

- 2 代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により他の理事が議長になる。

(理事会の権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解任
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

- (5) 規則の制定、変更及び廃止
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

(理事会決議)

- 第 33 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会決議の省略)

- 第 34 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 35 条 理事会の議事については、開催の日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、その他の一般法人法施行規則第 15 条第 3 項及び第 4 項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 5 章 監事

(監事の設置)

- 第 36 条 当法人は、監事 1 名以上を置く。

(監事の選任)

- 第 37 条 監事は、社員総会の普通決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の任期)

- 第 38 条 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
 - 3 監事が欠けた場合に、任期の満了又は辞任により退任した監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する。

(監事の解任)

- 第 39 条 監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 40 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監事の報酬及び退職慰労金)

- 第 41 条 監事の報酬及び退職慰労金は、社員総会の決議により定める。

第 6 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

- 第 42 条 当法人は、理事会の決議により、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

- 第 43 条 基金は、当法人の解散のときまでこれを返還しない。

(基金の返還の手続)

- 第 44 条 基金は、返還すべき基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第 7 章 計 算

(事業年度)

- 第 45 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 46 条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けねばならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。

ただし、一般法人法施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 48 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(合併等)

第 50 条 この法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第 51 条 この法人は、以下の事由によるほか、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

（残余財産の帰属）

第52条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、解散直前の社員総会時に決定した国及び地方公共団体のいずれかに帰属させる。

第8章 附 則

（最初の事業年度）

第53条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月末日までとする。

（設立時の入会金及び会費の額）

第54条 当法人の設立時における入会金及び会費の額は、次のとおりとする。

1. 入会金 金0円
2. 会 費 年間費として金3,000円

（設立時役員）

第55条 当法人の設立時理事、設立時代表理事、及び設立時監事は、次のとおりである。

| | | |
|---------|----|----|
| 設立時理事 | 織邊 | 江里 |
| 設立時理事 | 金志 | 真之 |
| 設立時理事 | 阿部 | 裕彦 |
| 設立時代表理事 | 阿部 | 裕彦 |
| 設立時監事 | 玉田 | 誠司 |

（設立時社員）

第56条 当法人の設立社員の氏名、住所は、次のとおりである。

兵庫県加西市北条町横尾242-1
設立時社員 阿部 裕彦
兵庫県加西市網引町725番地の3
設立時社員 織邊 江里

（法令の準拠）

第 57 条 この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法並びにその他の法令に従う。

以上、一般社団法人 ART FUNK 設立のため、設立時社員阿部裕彦及び設立時社員織邊江里がこの定款を作成し、次に記名押印する。

令和元年 月 日

設立時社員 阿 部 裕 彦 ⑩

設立時社員 織 邊 江 里 ⑩